

おおいた優良産廃処理業者評価制度事務処理要領

(目的)

第1条 この要領は、おおいた優良産廃処理業者評価制度実施要綱（以下、「要綱」という。）第9条の規定に基づき、認定に係る事務処理に必要な事項を定めることにより、認定を公正かつ適正に行うことを目的とする。

(申請)

第2条 要綱第3条第2項による「別に定める申請書等」とは、おおいた優良産廃処理業者認定申請書（様式第1号）、誓約書（様式第2号）によるものとする。

2 前項の申請書に添付すべき書類については、別表1のとおりとする。なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく優良産廃処理業者認定制度の優良認定業者である場合は、省略することができる。

3 要綱第3条第1項の「おおいた優良産廃処理業者認定証」については、様式第3号によるものとする。

4 大分県知事は、要綱第3条第2項の申請が認定基準に適合していないと判断した場合は、おおいた優良産廃処理業者認定不適合通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

5 申請については、各保健所（保健部）に2部提出するものとする。

(変更届)

第3条 要綱第5条の変更届については、様式第5号によるものとする。

(認定マーク)

第4条 要綱第4条第1項の認定マークは、以下の用途に限り使用することを認める。

- (1) 事業の用に供する車両等における認定業者であることの表示
- (2) 事業所入り口等における認定業者であることの表示
- (3) 産業廃棄物処理業に係る印刷物等における認定業者であることの表示
- (4) 産業廃棄物処理業に係る広告・宣伝活動における認定業者であることの表示

2 認定マークは別表2のとおりとする。

(公表)

第5条 要綱第7条第1項の「別に定める項目」とは、要綱第3条第1項の認定を受けた者の氏名、住所、公開情報を閲覧できるホームページアドレス、認定番号、認定の有効期間とする。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、認定の実施に係る事項は、必要に応じて別に定める。

附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

1. 事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類
2. 環境配慮等の取組に係る基準に適合することを証する書類
3. 電子マニフェストに係る基準に適合することを証する書類
4. 財務体質の健全性に係る基準に適合することを証する書類

別表 2 (第 4 条関係)



様式第1号（第2条関係）

おおいた優良産廃処理業者認定申請書

年 月 日

大分県知事 殿

申請者 郵便番号

住 所

氏 名

（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

印

電話番号

おおいた優良産廃処理業者評価制度実施要綱第3条第1項に規定する認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

本県の業許可に係る許可番号及び許可年月日	許可番号	許可年月日
本県における産業廃棄物処理業の事業所の所在地		
公開情報を閲覧できるホームページアドレス		

誓 約 書

大分県知事 殿

年 月 日から 年 月 日までの間、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第9条の3第1号に規定する特定不利益処分を受けていないことを誓約します。

なお、認定後において、認定基準を満たさなくなった場合は、当該認定を取り消されても異議を申し立てません。

年 月 日

住 所

氏 名

印

（法人にあつては名称及び代表者名）

【特定不利益処分】

- 1 廃棄物処理業に係る事業停止命令（法第7条の3及び第14条の3（法第14条の6において準用する場合を含む。））
- 2 廃棄物処理施設に係る改善・使用停止命令（法第9条の2及び第15条の2の7）
- 3 廃棄物処理施設の設置の許可の取消し（法第9条の2の2及び第15条の3）
- 4 再生利用認定の取消し（法第9条の8第9項（法第15条の4の2第3項において準用する場合を含む。））
- 5 広域認定の取消し（法第9条の9第10項（法第15条の4の3第3項において準用する場合を含む。））
- 6 無害化認定の取消し（法第9条の10第7項（法第15条の4の4第3項において準用する場合を含む。））
- 7 廃棄物の不適正処理に係る改善命令（法第19条の3）
- 8 廃棄物の不適正処理に係る措置命令（法第19条の4第1項、第19条の4の2第1項、第19条の5及び第19条の6第1項）
- 9 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の取消し（法第12条の7第10項）

おおいた優良産廃処理業者認定証

住所

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

おおいた優良産廃処理業者評価制度実施要綱第3条
第1項の規定に基づくおおいた優良産廃処理業者である
ことを証する。

年 月 日

大分県知事

1 認定の有効期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 認定の更新又は変更の状況

第 年 月 号
年 月 日

殿

大分県知事

印

おおいた優良産廃処理業者認定不適合通知書

年 月 日付けで申請のあったおおいた優良産廃処理業者認定申請書については、次の理由により、認定基準に適合しているものと認められなかったので通知します。

記

- 1 認定基準に適合しているものと認められなかった理由
(1)

年 月 日

大分県知事 殿

届出者 住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

おおいた優良産廃処理業者認定変更届出書

おおいた優良産廃処理業者評価制度実施要綱第5条の規定により、次のとおり届け出ます。

認定年月日及び認定番号		年 月 日 第	
変更の内容	事 項	変更前	変更後
変 更 年 月 日			

注 上記の欄に記載事項のすべてを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。